

フランスにおける間接的集中管理について

1 フランスにおける中間段階の公文書管理の仕組みの変遷

1969年にパリ郊外のフォンテンヌブローに現代公文書館センターを設置し、そこで各省庁（外務省及び国防省を除く。）の中間段階の公文書（以下「中間文書」という。）の集中管理を開始。

しかしながら、書庫のスペース不足、評価選別が追いつかないことによる文書の滞留が問題化し、1986年に同館の中間文書の受入れを停止（現在は最終文書のみを受け入れている。）

2001年11月の「中央行政機関及び国の公施設法人における文書管理に関する首相通達」（以下「首相通達」という。）により、各省庁及び公施設法人（以下「各省庁等」という。）における中間文書の集中管理を義務付ける。

2 首相通達の概要（関係部分のみ）

(1) 中央行政機関及び国の公施設法人における中間段階の公文書管理を規律する原則

各省庁等における中間文書の管理機能の明確化等

- ・ 各省庁等における中間文書の管理機能は組織機構（図）上、明確に現れかつ任務の効果的な遂行を可能にする位置づけにある固有の（その業務に特化された）部局等により確実に遂行されなければならない。
- ・ 中間文書の管理機能遂行の任務は一定の文書管理技術を有し、権限遂行に適した手段を有する担当官（agent）に委ねられなければならない。

担当官の役割

- ・ 現用性を喪失した公文書を適切な設備の整った場所に収集し、一覧表を作成・更新すること。
- ・ 現用文書の作成と管理環境を監視し、職員の文書分類に関する関心を高めるとともに教育・研修（指導）を行うこと。電子文書の整理保存の責任を特に負う。
- ・ 管理下の公文書の各部局への必要に応じた提供を確保すること。
- ・ 国立公文書館との恒常的（日常的）な連絡を行う。
- ・ 公文書の各カテゴリーごとの現用文書期間等に関する基準が遵守されているか注意するとともに、規則に欠けているものがある場合には、公文書管理局と連携して、その作成に参画すること。
- ・ 廃棄文書リストを承認審査に付すこと。

- ・（最終的な）文書保存機関に対する移管の準備をし、移管文書の一覧を作成すること。等
国立公文書館及び各省庁担当部局（以下「国立公文書館等」という。）の支援
- ・ 保存の必要性評価、手続きの決定、適切な設備の決定、保存に関する規則の適用、（最終的な）文書保存機関への移管の準備又は担当官の養成についての方法面での支援及び助言の提供
- ・ 国立公文書館は、外務省と国防省を除く各省庁に常勤又は非常勤として担当官を派遣することができる。
- ・ 国立公文書館が派遣した担当官は、文書管理に伴う諸措置に関する手続きの精緻化や移管事務における移管元省庁と（最終的な）文書保存機関との協力を円滑化するための任務を遂行する。

（２）中間段階における公文書管理に対する統制

内部的統制

- ・ 各省庁は、現用及び中間段階の公文書の良い管理に留意する責任を負い、所管する公施設法人が上記の諸原則を尊重するよう監督する。
- ・ 各省庁は、年次報告書の中に中間文書の措置の総括を含めることが適当であり、内部監察の使命の中に良好な公文書管理という視点を盛り込むよう留意しなければならない。

公文書管理局の指導による統制

- ・ 文化省公文書管理局は、外務省及び国防省を除く各省庁の公文書（現用及び中間文書を含む。）の統一的管理について統制を行う。
- ・ 同局は、関係する各省庁と協力の上、公文書の選別と保存に関して適用される規則を策定する。
- ・ 各省庁の書庫の機能、特に保存の物理的条件や行政利用期間の期限が到来した中間文書の帰趨（廃棄または国立公文書館等への移管）に関する監督は、公文書管理局長により任命された保管者(conservateur)により実行される。

3 各省庁による間接的集中管理の現況

- ・ 現在、フォンテンヌ・ブロー現代公文書館より 15 人のアーキビストが保管者として各省庁に派遣され、中間文書の集中管理・移管事務等の監督・助言に当たっている。
 - ・ 内務省、法務省では新たに中間書庫を設置することが予定されている。
- （注 1）2005 年 2 月のフォンテンヌ・ブロー現代公文書館等の担当者からの聞き取りによる。

(注2) 各省庁内における具体的な集中管理業務の運用については不詳。